

●平成 30 年度国民健康保険税算定例●

■モデル：国民健康保険に加入する夫（45）・妻（43）・子ども（17）の3人家族

●平成 29 年中の所得額
 夫 …………… 3,000,000 円
 妻 …………… 500,000 円
 子ども …………… 0 円

●平成 30 年度の固定資産税額 …………… 100,000 円

●40 歳～64 歳は介護保険分を合わせて納付（夫と妻が加入）



	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	夫 3,000,000 円－基礎控除 330,000 円＝2,670,000 円 妻 500,000 円－基礎控除 330,000 円＝ 170,000 円 計 2,840,000 円＝所得割の計算対象		
	2,840,000 円× 6.2%＝ 176,080 円 (所得額の 6.2%で計算)	2,840,000 円× 2.2%＝ 62,480 円 (所得額の 2.2%で計算)	2,840,000 円× 1.3%＝ 36,920 円 (所得額の 1.3%で計算)
資産割	資産割の算定はありません		
均等割	22,000 円× 3 人＝ 66,000 円 (一人当たり 22,000 円の定額)	7,000 円× 3 人＝ 21,000 円 (一人当たり 7,000 円の定額)	10,000 円× 2 人＝ 20,000 円 (一人当たり 10,000 円の定額)
平等割	22,000 円 (一世帯当たり 22,000 円の定額)	7,000 円 (一世帯当たり 7,000 円の定額)	平等割の算定はありません
算出額の計	所得割 176,080 円	所得割 62,480 円	所得割 36,920 円 均等割 20,000 円 合計 56,920 円
	資産割 0 円	資産割 0 円	
	均等割 66,000 円	均等割 21,000 円	
	平等割 22,000 円	平等割 7,000 円	
	合計 264,080 円	合計 90,480 円	
100 円未満切り捨て ⇒ 264,000 円	100 円未満切り捨て ⇒ 90,400 円	100 円未満切り捨て ⇒ 56,900 円	
※算出額が賦課限度額（58 万円）を超える世帯は 58 万円			※算出額が賦課限度額（16 万円）を超える世帯は 16 万円
計	年間国保税額＝ 264,000 + 90,400 + 56,900 = 411,300 円		

※国保税は国保の被保険者が属する世帯の世帯主が納めます。納付する国保税は加入者分のみです
 ※年度の途中で加入・脱退した場合の国保税は月割課税となります。ただし、賦課限度額を超える世帯においての一部加入・脱退の場合は、税額に変更がない場合もあります

平成 30 年度（平成 29 年中）の所得申告

国保税は、加入者の前年中（1 月～12 月）の所得などから計算されます。世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の所得の合計が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上町内在住者の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。